平成２４年（フ）第１２８９号
名古屋市天白区中平４丁目1407番地の１　グローハイツ201号
破産者　石川　英司
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２２９号
大阪市東住吉区杭全５丁目７番７号　ルミーノコーチ405号
破産者　古久保　伸
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８６１号
奈良県生駒市辻町742番地　ジュネス207、前住所奈良県生駒市山崎町20番10号
破産者　上田　吉澄
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９２０号
大阪府箕面市瀬川４丁目４番５号
破産者　塚田　智子
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２４１号
鹿児島県いちき串木野市照島4946番地２　酔之尾東団地１号棟108号、前住所宮崎県都城市千町4855番地１
破産者　中村　耕作
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６７号
大阪府松原市一津屋２丁目７番23号
破産者　木下　雅崇
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町７番22―208号、住民票上の住所兵庫県芦屋市東山町29番12号
破産者　鳥羽　信子（旧姓正垣）
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６０号
兵庫県西宮市二見町13番16―104号
破産者　川勝　弘子
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０７号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1808番地１　ペルソネ壱番館102号
破産者　平野　義弘
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
佐賀県佐賀市鬼丸町４番４号
破産者　中島由加里
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
熊本市北区八景水谷３丁目14番７号
破産者　小西　明美
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６２号
熊本市西区蓮台寺４丁目２番56号　レオパレス白坪407号
破産者　梅田　　実
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号
北海道岩見沢市７条西19丁目１番地25　スカイマンション摩周Ａ号室、開始決定時の住所北海道岩見沢市緑町５丁目９番12号
破産者　川口　義行
１　決定年月日　平成24年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１４３号
函館市戸倉町35番９号
破産者　加藤美登利
１　決定年月日　平成24年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１８８号
北海道二海郡八雲町内浦町107番地24
破産者　吉村　健次
１　決定年月日　平成24年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３００号
川崎市中原区下小田中６丁目15番10号　ハートフィールド102
破産者　森川　俊和
１　決定年月日　平成24年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３０２号
相模原市南区双葉２丁目17番15号　ライフワークＢ202
破産者　増子　正一
１　決定年月日　平成24年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３４１号
新潟市西区五十嵐西27番３号、前住所新潟市北区早通南４丁目５番５号
破産者　布施　チヨ
１　決定年月日　平成24年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８３号
金沢市宝町６番５号
破産者　手島　一行
１　決定年月日　平成24年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所